

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員  
監査公表四件

## 福島県監査委員

### 監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成26年 2月21日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦

- 1 監査実施期間 平成25年11月15日～平成26年1月29日
- 2 監査対象機関 公所46箇所
- 3 監査の結果

監査は、東京事務所ほか32機関については平成24会計年度の財務に関する事務、光南高等学校ほか12機関については平成24会計年度及び平成25会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
東京事務所	平成25年11月15日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年10月11日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
相双保健福祉事務所	平成26年1月10日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年11月6日 平成25年11月7日

中央児童相談所	平成26年1月21日	小松山善継	尾形 克彦	書面監査	平成25年11月1日
県中児童相談所	平成26年1月21日	小松山善継	尾形 克彦	書面監査	平成25年11月22日
浜児童相談所	平成26年1月21日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成25年10月2日
総合療育センター	平成26年1月21日	小松山善継	尾形 克彦	書面監査	平成25年10月18日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
ハイテクプラザ	平成25年11月19日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年10月8日
テクノアカデミー会津	平成25年11月20日	小松山善継	尾形 克彦	実地監査	平成25年10月1日
テクノアカデミー浜	平成26年1月10日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年11月14日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
南会津農林事務所	平成25年11月21日	小松山善継	尾形 克彦	実地監査	平成25年10月9日 平成25年10月10日
いわき農林事務所	平成25年11月21日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年10月1日 平成25年10月2日
県中家畜保健衛生所	平成26年1月9日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成25年11月12日
農業総合センター	平成26年1月10日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成25年11月27日 ～ 平成25年11月29日
林業研究センター	平成26年1月9日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成25年11月12日
内水面水産試験場	平成26年1月17日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年11月21日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

- ・ 県営林委託事業において、委託業者より追加業務の変更協議書が提出されたにもかかわらず、速やかに変更契約を行わず、当該業務着手から2か月程度遅延して変更契約が行われている。また、当該変更契約締結に当たって、費用対効果等の十分な検討がなされていない。(いわき農林事務所)
- ・ 行政財産使用料2件の収入調定において、平成24年4月1日に行うべきところ、同年10月1日に調定している。(農業総合センター)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (5) 土木部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
相馬港湾建設事務所	平成26年1月9日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年11月15日
県北流域下水道建設事務所	平成26年1月21日	小松山善継	尾形 克彦	書面監査	平成25年11月26日
県中流域下水道建設事務所	平成26年1月10日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成25年11月12日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

・船舶給水使用料について、平成24年9月分から平成25年1月分の調定時期が  
1か月以上遅延している。(相馬港湾建設事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (6) 教育委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
南会津教育事務所	平成25年11月21日	小松山善継	尾形 克彦	実地監査	平成25年10月8日
いわき教育事務所	平成25年11月20日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年10月1日
相双教育事務所	平成26年1月21日	小松山善継	尾形 克彦	書面監査	平成25年11月14日
美術館	平成26年1月9日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年11月15日
博物館	平成25年11月20日	小松山善継	尾形 克彦	実地監査	平成25年10月16日
会津自然の家	平成26年1月21日	小松山善継	尾形 克彦	書面監査	平成25年10月2日
福島明成高等学校	平成26年1月21日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成25年11月22日
福島工業高等学校	平成26年1月21日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成25年10月30日
郡山北工業高等学校	平成25年11月19日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年10月11日
光南高等学校	平成26年1月24日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年12月10日
修明高等学校	平成26年1月17日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年11月21日
会津高等学校	平成26年1月21日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成25年12月4日
会津工業高等学校	平成26年1月21日	小松山善継	尾形 克彦	書面監査	平成25年10月17日
喜多方東高等学校	平成26年1月29日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年12月4日

猪苗代高等学校	平成26年 1月28日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年12月10日
大沼高等学校	平成26年 1月21日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成25年12月 5日
坂下高等学校	平成26年 1月29日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年12月11日
平工業高等学校	平成25年11月20日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年10月17日
好間高等学校	平成26年 1月28日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成25年12月18日
遠野高等学校	平成26年 1月29日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成25年12月17日
四倉高等学校	平成26年 1月28日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成25年12月19日
西郷養護学校	平成26年 1月24日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年12月11日
猪苗代養護学校	平成26年 1月21日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成25年12月 5日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

- ・ 会計年度で定めた土地使用料の調定に当たり、事務手続が1か月以上遅延している。(福島明成高等学校)
- ・ 現金で収納した生産物売払収入について、その日のうち又はその翌日に指定金融機関等に払い込んでいないものがある。(福島明成高等学校)
- ・ 高等学校授業料について、一部の回収があったものの、収入未済額が引き続き多額となっている。(喜多方東高等学校)
- ・ 平成25年3月26日に購入した郵便切手及びはがきについて、郵便切手等出納簿に記載せず、また、翌年度への繰越時等において在庫数量の確認を行っていない。(猪苗代高等学校)
- ・ 高等学校授業料について、一部の回収があったものの、収入未済額が引き続き多額となっている。(遠野高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
郡山北警察署	平成26年 1月21日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成25年10月31日
須賀川警察署	平成26年 1月21日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成25年11月13日
猪苗代警察署	平成26年 1月28日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成25年12月 3日
会津坂下警察署	平成26年 1月21日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成25年12月 6日
いわき東警察署	平成26年 1月21日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成25年10月16日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第2号

平成25年11月22日監査公表第22号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況

の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年2月21日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 25財第2163号  
 平成25年12月26日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 様

福島県知事 佐 藤 雄 平 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成25年11月5日付け25福監第149号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 財務総室  
 監査対象年度 平成24年度  
 監査実施年月日 平成25年9月18日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          県民税利子割交付金、県民税配当割交付金、県民税株式等譲渡所得割交付金の市町村交付に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」          県民税利子割交付金、県民税配当割交付金、県民税株式等譲渡所得割交付金について、年度間調整漏れがあり、結果として、本来市町村に交付すべき額に対し、総額で18,835,876円の交付不足となった。</p> <p>「是正・改善等の意見」          県民税に係る市町村への交付金の算定に当たっては、職員に制度内容等を十分周知するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>県民税利子割交付金及び県民税配当割交付金の交付不足額については、平成25年8月交付分に加算して交付しました。</p> <p>また、県民税株式等譲渡所得割交付金の交付不足額については、平成26年3月交付分に加算して交付を予定しております。</p> <p>なお、各種交付金の市町村への交付を適正に執行するため、年度間調整分の入力漏れが生じないように交付金算定ファイルを見直すとともに、交付金算定処理に係る確認項目と検算担当者を明示した確認表を新たに作成し、チェック体制を強化しました。</p>

- 2 監査対象機関 人事総室  
 監査対象年度 平成24年度  
 監査実施年月日 平成25年9月18日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          住民税の取扱いに著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」          退職・休職等した職員の住民税の異動届け未提出（70件11,377,500円）及びデータ入力の誤り等により誤納付（73件4,334,400円）が発生し、担当職員がその</p>	<p>本来支払うべき職員から住民税を徴収し、市町村に対し必要な手続を完了したほか、担当職員が立替えて支払った住民税についても、弁護士の助言に基づき、担当職員に返還し、全て是正しました。</p> <p>また、職員に制度内容等を十分理解させるために、管理職が引継書の内容を確認し、必要に応じて引継書を修正する体</p>

<p>一部を自費で立替えて支払っていた。</p> <p>「是正・改善等の意見」 住民税の取扱いに当たっては、職員に制度内容等を十分周知するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>制とするとともに、次の再発防止策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異動届けの提出状況について、上司が毎月1回確認する。</li> <li>・データの入力内容について、その都度、複数職員で確認する。</li> <li>・市町村ごとの課税額及び納入金額の突合について、四半期ごとに行う。</li> <li>・担当職員ごとに業務スケジュールを作成して、事務処理漏れ等がないかについて、上司が確認する。</li> </ul>
---	--

(監査総務課)

**監査公表第3号**

平成25年9月20日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年2月21日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 25財第2207号  
 平成26年1月8日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県知事 佐 藤 雄 平 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成25年9月4日付け25福監第109号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県南建設事務所  
 監査対象年度 平成24年度  
 監査実施年月日 平成25年8月28日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 旅費及び超過勤務手当の支給に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 1 「早朝出発等定額」及び「ETCカード使用実績」があるにもかかわらず支給されていない旅費が、51件（33,800円）ある。 2 時間外の運転業務（車内業務を含む。）で支給されていない超過勤務手当が、職員Aほか9名分（51,972円）ある。 昨年定期監査において旅費を指導、超過勤務手当を指摘としたにもかかわらず、チェック体制の不備により支給漏れが改善されていない。</p>	<p>職員に対する追給については、平成25年12月16日までに職員業務課に処理を依頼しました。 旅費及び超過勤務手当の支給に当たっては、適正に執行するため、各部署で公用車の使用状況を把握し、超過勤務及び旅行命令・復命のチェックを各部長が行うこととしました。 その上で、さらに総務課がチェックするダブルチェック体制としました。</p>

「是正、留意・改善等の意見」  
旅費及び超過勤務手当の支給に当たっては、職員に制度内容、支給要件等を十分周知するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。

- 2 監査対象機関 会津若松建設事務所  
監査対象年度 平成24年度  
監査実施年月日 平成25年8月7日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 歳入の受入科目に誤りがある。</p> <p>「事実」 国道252号（七日町工区）電線共同溝整備工事において、平成24年度電線共同溝建設負担金1,890,000円を収入するに当たり、その歳入科目について道路橋りょう整備負担金で調定し、収入すべきところを、都市計画事業負担金で調定し、収入している。</p> <p>「是正、留意・改善の意見」 収入事務に当たっては、関係規程に基づき適切な処理を行うこと。</p> <p>「指摘事項」 修繕工事等の発注に係る事務処理において、著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 平成24年度に施工した柳津昭和線落石防護網修繕工事（大沼郡三島町大字滝谷地内）において、本来であれば防護網設置工事として発注すべきところを修繕工事として随意契約により発注している。 また、当該工事のほか次の修繕工事等について、一括で発注すべきところを分割して随意契約により発注している。 分割発注している修繕工事等箇所 ・柳津昭和線落石防護網修繕工事（大沼郡三島町大字滝谷地内）3分割 ・柳津昭和線上新田橋橋りょうパラペット部修繕工事（河沼郡柳津町大字湯八木沢地内）2分割 ・国道401号見沢橋修繕工事（大沼郡昭和村大字大芦地内）2分割</p> <p>「是正、留意・改善の意見」 事務事業の執行に当たっては、内部牽制を強化し、関係規程に基づき適切に行うこと。</p>	<p>平成24年度電線共同溝建設負担金については、前年度に別箇所で行った電線共同溝整備工事の負担金が都市計画事業負担金であったことから、平成24年度も同じ歳入科目であると誤認して調定し、収入をしてしまったものです。 出納整理期間が過ぎており、科目更正ができませんでしたが、今後の収入事務に当たっては、関係規程に基づき適切な処理を行うとともに、事業担当課及び本庁予算主管課確認の上、適正な歳入科目で調定し収入することとしました。</p> <p>契約については、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第267条及び公共工事に係る随意契約ガイドラインに基づき、適正な会計処理を行うこととしました。 特に修繕工事については、不適切な分割発注等を再発しないようにするため、内部牽制を強化することとし、下記の改善策を講じました。 ・従来使用してきた簡易な執行伺（所内様式）の廃止 ・起工伺による適正な発注の実施及びチェックリストによる図面等添付書類のダブルチェック ・修繕一覧表の作成・管理による同一修繕箇所の有無確認</p>

- 3 監査対象機関 喜多方建設事務所  
監査対象年度 平成24年度

監査実施年月日 平成25年8月6日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 着手土木工事において、工事の設計積算に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 県道北山会津若松線の拡幅のための道路改良工事において、道路を横断する暗渠の据付けの積算に使用する歩掛を誤り、類似の歩掛を使用するなどしたため、2,825,550円の過小設計であることが工事着手後に判明した。</p> <p>なお、正しい積算額に基づき入札結果を検証したところ、現契約者が低入札価格調査の失格基準に該当し失格となることが判明したため、契約を解除し、再設計の上、入札をやり直している。</p> <p>1 工事の名称 道路改良工事 2 内 容 正設計額 85,194,900円 誤設計額 82,369,350円 過小設計額 2,825,550円</p> <p>「是正、留意・改善の意見」 工事の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うことはもとより、誤積算の排除に向けた抜本的な取組を始め、チェック体制の見直し及び強化に努めること。</p>	<p>所内検討会を重ね、左記指摘事項につきましては、次のとおり対応しました。</p> <p>積算ミスが起こりやすい箇所の洗出しやミスを発見しやすくするため、設計書の記載方法の見直しをするとともに、チェックの際は、ミスしやすい箇所を意識したチェックを行うこととしました。</p> <p>また、所内研修会を開催し、監督員全員に対応策を周知し、積算能力向上や情報の共有化、チェック体制の強化により再発防止に取り組むこととし、今後とも積算ミスの防止を図ってまいります。</p>

- 4 監査対象機関 相双建設事務所  
監査対象年度 平成24年度  
監査実施年月日 平成25年8月28日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 委託業務の設計積算に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 着手している地質調査業務委託に係る設計積算において、軟弱地盤解析の電子成果品作成費を直接人件費に軟弱地盤のための係数を乗じて算出すべきところ、一般的な地盤解析の係数を乗じて算出してしまったため、142,800円の過大設計となっている。</p> <p>なお、正しい設計額に基づき入札結果を検証したところ、本来は別の応札者を契約の相手方とすべきであったことが判明したため、契約を解除し、再設計の上、入札をやり直している。</p> <p>1 業務の名称 地質調査委託 2 内 容 正設計額 7,623,000円</p>	<p>正・副担当職員による検算並びにキャップ及び課長のチェックにより、チェック体制を強化し、職員に対し周知及び実施の徹底を図りました。</p> <p>また、定期的に所内研修会を開催し、異動者等を含めた所内全員に対して周知が漏れることがないように再周知を行っております。</p> <p>さらに、新規採用職員に対しては、課内OJTを実施し、積算システムの操作指導等を行うことにより積算ミスによる事故防止強化を図りました。</p>



誤設計額	7,765,800円
過大設計額	142,800円
<p>「是正、留意・改善の意見」</p> <p>調査委託の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うことはもとより、誤積算の排除に向けた抜本的な取組を始め、チェック体制の見直し及び強化に努めること。</p>	

(監査総務課)

## 監査公表第4号

平成25年11月22日監査公表第22号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年2月21日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 25教財第683号  
 平成26年1月8日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県教育委員会委員長 小 野 栄 重 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成25年11月5日付け25福監第149号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

教育庁文化財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>旅費の支給に適切でないものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>文化財レスキュー事業のため出張した博物館職員Aほか7名に対し、文化財課が支弁すべき旅費13件が二重に支給されている。</p> <p>正当支給額 138,450円          既支給額 276,900円          過支給額 138,450円</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>旅費の支給に当たっては、職員に支給事務手続等を十分確認させるとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>職員Aほか7名に対して、返納処理を平成25年10月9日に行い、平成25年11月1日までに全て返納されました。</p> <p>今後は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第82条等の根拠規定に基づき、旅費について管理職員及び課員の理解徹底を図るとともに、旅行命令書及び復命書等の写しによる確認の徹底と庶務システムを活用して内部牽制を強化することにより、再発防止に努めます。</p>

(監査総務課)